

田原市公共下水道維持管理  
包括的民間委託業務

仕様書

田原市上下水道部下水道課

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この仕様書は、田原市が所管する田原浄化センター、赤羽根浄化センター及び渥美浄化センター並びに同処理区内に設置されている汚水中継ポンプ場、マンホールポンプ（以下、「浄化センター等」という。）の包括的維持管理業務（以下、「業務」という。）について仕様を定めるものである。

### (業務の履行)

第2条 受注者は、浄化センター等の施設の機能を十分発揮させ、別に示す性能基準を満たすよう、本仕様書のほか、特記仕様書及びその他関係書類（現場説明を含む）等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

なお、受注者が共同企業体の場合は、「田原市公共下水道維持管理包括的民間委託業務共同企業体協定書」（以下「協定書」という。）に基づき業務を履行するものとする。

### (業務の期間)

第3条 業務の履行期間は、令和8年10月1日から令和12年3月31日までとし、業務期間は契約日の翌日から令和12年4月26日までとする。

### (業務の範囲)

第4条 業務の範囲は、田原浄化センター、赤羽根浄化センター及び渥美浄化センターの運転管理、並びに浄化センター等の適正な保守管理とする。

### (業務内容)

第5条 業務の主な内容は次のとおりとし、業務の運用及び詳細については特記仕様書に記載するものとする。

#### (1) 運営業務

本委託業務の目的を十分に理解し、発注者との連携を密に取り、施設の運転や管理等を適正かつ効率的に行うこと。

#### (2) 運転業務

- ア 浄化センター等の中央監視及び操作
- イ 水処理施設の各種機器の現場運転操作
- ウ 汚泥処理施設の各種機器の現場運転操作
- エ 浄化センター等の各種機器の巡視点検

- オ 水処理施設の各種機器の調整及び交換
- カ 汚泥施設の各種機器の調整及び交換
- キ 薬品、ユーティリティの使用状況確認及び記録
- ク 浄化センター等の運転操作・状態監視・故障時通達及び通報の対応
- ケ 汚水中継ポンプ場及びマンホールポンプの状態監視及び故障時通報の対応
- コ 浄化センター等の運転状態の確認、記録、及び報告書の作成
- サ その他業務上必要な諸作業

(3) 保守点検業務

- ア 水処理施設の各設備機器の定期点検及び保守
- イ 汚泥施設の各設備機器の定期点検及び保守
- ウ 汚水中継ポンプ場及びマンホールポンプの定期点検及び保守
- エ 浄化センター等施設の修繕及び塗装
- オ ア～エの結果の記録及び報告書作成

(4) 環境計測業務

- ア 日常的な水質分析及び汚泥分析
- イ 分析結果の記録及び報告書の作成
- ウ 年1回の各浄化センター内の脱臭装置及び敷地境界の臭気測定業務

(5) 環境整備業務

- ア 業務範囲内の清掃及び整理・整頓
- イ 業務範囲内の除草、剪定
- ウ 環境整備の記録及び報告書の作成

(6) 保全管理業務

- ア 施設の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために行う、保全計画（定期修繕計画）の策定
- イ 法定点検業務
- ウ 施設台帳の整備

(7) 物品管理調達業務

- ア 浄化センター等の管理運営に必要な消耗品類及び薬品類の調達及び管理

(8) 緊急時の対応

(9) 施設の修繕等

(業務管理)

第6条 受注者は、善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。

- 2 受注者は労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに発注者に連絡すること。
- 3 受注者は、浄化センター等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、浄化センター等の運転に精通するとともに、業務の履行に当たって常に問題意識を持ってこれに当たり、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。
- 4 受注者は、豪雨、台風、地震その他の天災及び処理機能に重大な支障を生じる恐れのある緊急事態を想定し、連絡体制を整えるとともに、緊急時における基本的な対応方法を定めた緊急時対応マニュアルを作成し、常にこれに対処できるように準備すること。

(総括責任者の選任及び職務)

第7条 受注者は総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて発注者に通知すること。また、総括責任者を変更したときも同様とする。

- 2 総括責任者は、現場の最高責任者として、受注者の従業員の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。
- 3 総括責任者は、仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、委託者と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- 4 総括責任者は、設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できるように努めること。

(有資格者の確保)

第8条 業務履行上で必要な以下の有資格者を確保しなければならない。

- (1) 下水道法施行令第15条の3各号に定める資格を有する者又は、下水道施設管理技士相当以上の資格の者
- (2) 安全衛生推進者又は相当以上の資格の者
- (3) 電気主任技術者
- (4) 第1種電気工事士（電気工事士法）
- (5) 酸素欠乏危険作業主任者（労働安全衛生法）
- (4) その他必要な資格者（別紙-4）

(就業の制限)

第9条 労働安全衛生法等で定める就業制限に係る機器の運転及び危険物の取扱い

などにあつては、有資格者以外の者が行ってはならない。

(再委託の禁止)

第10条 業務の再委託等は原則として禁止する。ただし、一部の保守点検等業務及び清掃業務等について市の再委託承認を受けたものにおいてはこの限りでない。また、再委託が必要となった際は再委託届を発注者に提出し承認を受けること。

(事業計画書)

- 第11条 受注者は、本仕様書、特記仕様書及びその他関係書類等に基づき、契約期間中の事業計画を立案し、これに基づいて業務の履行を行うものとする。
- 2 事業計画は、浄化センター等の管理状況、設備機器の整備状況を十分把握し、立案しなければならない。
  - 3 事業計画書は、発注者の承認を受けるものとする。
  - 4 事業計画書を変更する必要がある場合は、発注者と協議し、その承認を受けるものとする。

(業務履行計画書)

- 第12条 受注者は、特記仕様書に定めるところにより当該年度毎に業務履行計画書を作成し、発注者の確認を受けなければならない。業務履行計画書には、次の事項について記載すること
- (1) 業務概要に関すること
  - (2) 現場組織に関すること
  - (3) 業務実施計画に関すること
  - (4) 業務方法に関すること
  - (5) 安全衛生管理に関すること
  - (6) 緊急時における対応に関すること
  - (7) 各種報告書様式
  - (8) その他必要事項

(業務実施計画書及び業務完了報告書等)

第13条 受注者は、2か月毎に業務履行に関する計画を特記仕様書に定めるところにより発注者に提出し確認を受けなければならない。なお、関連資料がある場合は、業務実施計画書に添付して提出すること。業務実施計画を変更する必要がある場合は、その都度発注者と協議しなければならない。ただし、軽微な変更

はこの限りではない。

- 2 受注者は、業務実施計画に基づき業務を完了したときは、特記仕様書に定めるところにより業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、業務完了報告書に添付して提出すること。
- 3 受注者は、当該年度の業務を完了したときは、特記仕様書に定めるところにより浄化センター等施設管理状況報告書を発注者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、浄化センター等施設管理状況報告書に添付して提出すること。
- 4 受注者は、委託最終年度に特記仕様書に定めるところにより契約業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

#### （業務記録等の整備）

第14条 受注者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、発注者が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。ただし、受注者の機密に関する事項の場合はこの限りでない。

#### （業務報告書等）

第15条 受注者は、本仕様書「第3章」に定めるところにより運転監視、設備点検等、その他業務の履行に係る報告書等を提出しなければならない。

#### （安全管理）

第16条 受注者は、作業の実施に当たり守らなければならない安全に関する事項を定めなければならない。

#### （完成図書、器具等の貸与）

第17条 受注者が、業務遂行上必要とする設計書、図面（完成図書）等については、発注者が貸与する。

- 2 点検整備及び簡易な修理に使用する工具類・カメラ・安全対策器具類については、受注者の負担とするが、浄化センター等に備え付けの工具類等については貸与とするので一括管理に努める。
- 3 貸与品については、特記仕様書に記載する事項により台帳等を作成し、その保管状況を把握し、受注者の責において、毀損、盗難、紛失等があった場合には受注者が弁償しなければならない。

(整理整頓等)

第18条 受注者は、施設建物及びその周辺について常に清掃を心がけ、不要な物品等を整理しなければならない。

(諸室等の自主管理)

第19条 受注者は、浄化センター等の施設の一部を使用する場合には、書面により発注者の許可を受けるとともに、受注者の責任において管理を行わなければならない。また、使用期間中に受注者の責めに帰する事由により汚損等があった場合は、受注者の負担において復旧すること。

(浄化センター等の一般管理)

第20条 受注者は、下水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等の関係法令等を遵守するとともに、業務の実施、浄化センター等施設の安全等について、十分注意を払わなければならない。

2 受注者は、業務履行上で必要な諸事項について、発注者と打合せ、協議等を行った場合は、その都度その内容を議事録として整理し、発注者に提出するものとする。

(業務委託料の支払い)

第21条 この業務の委託料の額は、第2条に示す業務の履行期間の総価とするが、受注者は、各年度毎の予定額及びその内容を明記した内訳書（人件費、その他、消費税相当額等の内訳を示したもの。受注者の様式による。）を、契約締結時に提出するものとする。

2 受注者は2か月間の業務完了につき、完了した業務に関する検査に合格したときは、2か月分の業務委託料を請求することができる。

3 請求金額は、当該年度予定額÷当該年度月数×業務完了月数とする。

4 発注者は、本条2項及び3項の規定による請求があったときは、請求を受けたときから30日以内に当該金額を支払わなければならない。

## 第2章 業務書類等

(業務書類等)

第22条 受注者は、業務の履行に当たり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

2 受注者は、契約締結後、定められた期間内に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届（契約締結後 5 日以内）
- (2) 総括責任者選任届（契約締結後 5 日以内）
- (3) 事業計画書（契約締結後 30 日以内）
- (4) その他必要なもの

（業務書類等の提出期間）

第 23 条 受注者は、委託期間中、業務の履行に当たり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。これらの提出書類の受注者による保管義務は 5 年間とする。

2 受注者は当該年度に係る業務履行計画書を履行期間の開始より 10 日以内に提出すること。

3 受注者は、当該月に係る業務実施計画書として、次の各号に掲げる実施計画を前月末までに提出すること。

- (1) 運転業務実施計画
- (2) 保守点検業務実施計画
- (3) 物品管理業務実施計画
- (4) その他当該月において実施を予定する業務に関する計画

4 受注者は、当該月に係る業務完了報告書として、次に掲げる報告を翌月の 10 日までに提出すること。ただし、3 月は 31 日の業務終了後、直ちに提出すること。

- (1) 前項（1）から（3）の業務実施計画の実績に関する報告
- (2) 前項（4）において実施した業務実績に関する報告
- (3) 当該月における浄化センター等の施設管理状況報告書

5 前項（3）の浄化センター等の施設管理状況報告書には、次に掲げる報告を添付すること。

- (1) 当該月の浄化センター等の施設管理状況説明（考察・所見等）
- (2) 運転管理月報
- (3) 設備補修月報
- (4) 物品管理調達月報
- (5) 故障等緊急対応・措置報告

6 受注者は、次に掲げる書類を毎月若しくは、発注者が指定する日までに提出すること。

- (1) 業務日報
  - (2) 運転日報
  - (3) 巡視点検報告
  - (4) その他田原市が指定する書類
- 7 受注者は、当該年度終了に伴い、当該年度に係る浄化センター施設管理状況報告書を当該年度終了後、直ちに提出するものとし、次の報告書を添付すること。
- (1) 当該年度に係る業務検査願書
  - (2) 当該年度の浄化センター等施設管理状況説明（考察・所見等）
  - (3) 運転管理年報
  - (4) 定期点検年報
  - (5) 設備補修年報
  - (6) 物品管理調達年報
  - (7) 緊急等対応・措置年報
- 8 受注者は、契約満了に伴い委託期間満了日までに、次の書類を提出しなければならない。
- (1) 契約業務完了届
  - (2) 委託期間最終年度における前項に定める浄化センター等施設管理状況報告書
- 9 受注者は、契約中間年度及び契約満了年度において受注施設の機能確認を実施し、施設及び設備の保全状態を記録した『施設機能報告書』を作成しなければならない。なおその様式、記載方法、提出期限は発注者が指定するものとする。

（成果物）

第24条 受注者は、各年度の受注業務の成果物として、当該年度分の浄化センター等施設管理状況報告書及び電子データ発注者に引き渡すものとする。

2 成果物は、正副各1部を作成し正を発注者に納めること。なお、製本方法などは発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（業務検査）

第25条 受注者は、業務委託料支払い時、当該年度終了時及び契約業務終了時に、発注者の業務検査を受けなければならない。検査の方法等については、別途協議の上定めるものとする。

### 第3章 維持管理業務要領

(目標とする処理水質及び汚泥性状)

第26条 受注者は、特記仕様書に示す目標処理水質基準及び目標汚泥性状基準を満たすことを目標に浄化センターの運転をするものとする。

2 受注者が前項の基準を満たすことができなかつた場合は、発注者は、受注者に対して基準を満たすように指示することができる。

3 前項の指示について、受注者は目標を満たすように努めなければならない。

(遵守すべき性能基準)

第27条 受注者は、特記仕様書に規定する遵守処理水質基準及び遵守汚泥性状基準を遵守し、浄化センターの運転をしなければならない。

(業務形態)

第28条 受注者は、業務の履行に当たり原則として次の業務形態により行うものとする。

- |            |           |
|------------|-----------|
| (1) 運転業務   | 24時間連続とする |
| (2) 巡視点検業務 | 計画による     |
| (3) 保守点検業務 | 計画による     |
| (4) 環境計測業務 | 計画による     |
| (5) 環境整備業務 | 計画による     |
| (6) 保全管理業務 | 計画による     |
| (7) 緊急時の対応 | 必要の都度     |
| (8) 施設の修繕等 | 必要の都度     |

(運營業務の要領)

第29条 受注者は、これまでに蓄積してきた知見と経験を最大限に活用し、自らの責任と裁量により、所定の性能担保を最優先し、下水道施設等の運営を効率的及び効果的に行うものとする。

(運転業務の要領)

第30条 受注者は、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って運転業務にあたらなければならない。

2 受注者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障、事故等においても迅速かつ適切に処置できるよう心掛けなければならない。

(調整及び交換)

第31条 受注者は各機器が正常に動作するように調整及び消耗部品の交換に努めること。ただし、調整及び交換の対象機器及び報告は、特記仕様書に記載するものとする。

2 受注者は、次の調整及び消耗部品の交換を実施するものとする。

- (1) 各機器等の消耗品の交換・調整、オイル交換
- (2) 各機器等のグリースアップ
- (3) 制御に関する発信器の点検及び調整
- (4) 各池及び槽の流入・流出量の調整

(巡視点検業務の要領)

第32条 受注者は浄化センター等の巡視点検を処理状況及び設備の状況に応じて回数を定めて行い、施設の運転状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めなければならない。

2 巡視点検の項目等については、特に定めのあるものを除き、受注者が自らの経験等により定めること。

3 巡視点検にあたっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意しなければならない。

4 巡視点検結果は、前2項に記載する内容について記録しなければならない。なお、巡視点検により異常を発見した場合は、速やかに適正な措置を講ずること。

(保守点検業務の要領)

第33条 受注者は、浄化センター等の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために必要な点検（法定点検を含む）・測定及び調査を行うものとする。

2 保守点検の内容・頻度は、特に定めるものを除き、受注者が自らの経験等により定め、業務履行計画書に記載し、それに従い実施することとする。

3 受注者は、仕様書、特記仕様書に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って設備点検にあたらなければならない。

4 受注者は、設備の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的などを熟知し、通常はもちろん、故障、事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう心掛けなければならない。

5 有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して行わなければならない。

- 6 受注者は、設備機器の状態、点検結果について設備点検報告書に記録しなければならない。
- 7 受注者は、委託者が管理する設備台帳システムを利用し、機器の保全歴や整備等の情報を保管し、必要時には最新の情報を引き出せるようにしなければならない。

#### (環境計測業務の要領)

第34条 受注者は、浄化センター等の目的を達成するため運転管理に必要な水質及び汚泥の分析・解析を行うものとする。

- 2 分析の対象項目等の詳細については受注者が定め、業務履行計画書に記載し、それに従い実施することとする。
- 3 分析は、仕様書・特記仕様書等に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところにより行う。
- 4 分析に使用する薬品類には毒劇物に該当する薬品もあるため、その取扱いには十分注意し、安全を期するとともに、薬品の在庫管理や薬品庫の施錠等により、盗難等を防止する。
- 5 臭気測定業務については、各浄化センターの脱臭装置の流入口、排出口及び敷地境界の測定をするものとする。
- 6 分析結果について分析報告書に記録する。
  - (1) 各種分析データの情報を保管し、また必要時に引き出せるようにする。
  - (2) 薬品の使用量・在庫等について薬品管理台帳を作成するとともに、その管理状況を記録する。

#### (環境整備業務の要領)

第35条 受注者は、浄化センターの施設を衛生的に維持し、最適な作業環境を確保するために必要な環境整備業務を行うものとする。

- 2 清掃、除草などの環境整備業務の詳細な内容は、特に定めのあるものを除き、受注者が自ら定め、業務履行計画書に記載し、それに従い実施することとする。
- 3 業務範囲内の点検通路は、緊急時に備え、不要物等の整理等を行う。
- 4 前項の結果について環境整備報告書に記録する。

#### (物品管理調達業務の要領)

第36条 受注者は、浄化センター等の運転管理に要する電力、燃料、消耗品、薬剤、油脂類を自らの負担で調達し、それらの適正な管理を行うものとする。

- 2 物品管理の対象品、品質・規格及び管理方法は、受注者が自ら定め、業務履行計画書に記載し、それに従い調達管理することとする。
- 3 物品管理は、適切な品質・規格のものを調達し、設備機器運転等に影響が出ないようにしなければならない。
- 4 物品管理は、常に在庫を把握するとともに的確に調達し、在庫不足による設備機器運転等に影響が出ないようにしなければならない。
- 5 受注者は、納入品及び数量等を物品管理報告書に記録しなければならない。

#### (修繕及び塗装)

第37条 受注者は、設備点検により発見した不良箇所、故障箇所及び破損個所について補修し、作業終了後に写真等を添付し報告すること。また、発注者から修繕の提案を受けた場合は、発注者と受注者が双方で協議し対応するものとする。

#### 2 特記仕様書で定める塗装等の実施

#### (災害時の措置及びその防止)

第38条 受注者は、災害時には発注者と協議の上、適切に対応しなければならない。また、二次災害の恐れがある場合は、適切な措置を講じ、災害を未然に防止しなければならない。

- 2 また火災の防止に当たっては、火元責任者を選任し、火気の正確な取り扱い及び火の後始末を徹底させ、消火訓練等により防火意識の高揚を図らなければならない。

#### (警備)

第39条 受注者は各施設の機器、備品等の盗難防止及び関係者以外の侵入者の防止に努めなければならない。

- 2 盗難の防止に当たっては警備保障会社に委託するなどの措置を講じなければならない。ただし、渥美浄化センターにおいては既存警備システム「CRT監視装置内蔵型」の利用を可能とする。

#### (異常時の措置)

第40条 施設の運転・操作及び監視において異常を発見した場合は、発注者に報告し、協議して対処しなければならない。また、現場で修理可能なものについては作業を実施し、作業終了後、写真等を添付し、報告しなければならない。

#### (突発対応)

第41条 善良な施設運転管理の元において、性能に影響を及ぼすような突発的な不具合が設備、装置及び機器等に発生した場合は、被害を最小限にとどめる措置をすると共に、発注者に速やかに報告し、発注者の指示により対応するものとする。

2 被害を最小限にとどめるための措置に費用を要した場合には、発注者にその旨を報告し、別途協議し発注者の負担を決定するものとする。

(休日等の連絡)

第42条 受注者は、休日及び時間外に異常を発見した場合は以下の内容について発注者に連絡し、協議の上対処すること。

- (1) 対応年月日、時間、監督員、連絡者名
- (2) 発生場所・発見時刻、状況、対応内容
- (3) 措置、指示事項、その他

## 第4章 責任分担

(事業実施における責任分担)

第43条 本事業範囲における施設の運転・維持管理上の責任は、原則として受注者が負うものとする。ただし、発注者が責めを負うべき合理的な理由がある事項については、別途協議の上、発注者が責任を負うものとする。

2 リスクの分担及びマネジメントについては、特記仕様書に基づきその程度や具体的内容について双方協議の上決定するものとする。

(経費の負担)

第44条 受注者が業務履行上で負担する経費は、受注者が自らの業務履行上で直接的に必要な事務費及び業務維持・管理費等とし、特記仕様書に定めるものとする。それ以外は発注者の負担とする。

2 発注者との協議により受注者が補修工事等の復旧を行った場合その内容が業務範囲外の時は、これに要した費用は発注者の負担とする。

(関係機関等との協定事項)

第45条 受注者は、発注者が関係機関等との間で締結した協定書、合意書等に定められた事項を遵守しなければならない。

2 発注者は、新たに関係機関等との間で協定書、合意書等が締結された場合は、

その内容を速やかに受注者へ通知するものとする。

(性能未達の定義)

第46条 性能未達とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 第27条で定めた基準を遵守できなかった場合
- (2) 処理場等の施設及び設備の機能を損ねた場合、過度な劣化が認められた場合
- (3) 処理場等の管理に係る関連法令等を遵守できなかった場合

(性能未達の場合の取扱い)

第47条 受注者は、性能未達の場合は、発注者による業務改善、施設改善等の要求に従わなければならない。

2 前項の要求に応じるために要する費用は受注者の負担とする。

3 受注者が要求に従わない場合は、日割りによる委託金額の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

(受注者の責任の免除)

第48条 発注者は、次の条件下においては、性能未達であっても受注者に責任を求めないものとする。

- (1) 特記仕様書に示す各浄化センターの能力を超える流入量及び流入水質が流入した場合
- (2) 浄化センター等の施設又は水質に重大な影響を及ぼす有毒物質、化学物質等が流入した場合
- (3) 天災に起因する場合
- (4) その他受注者の責務に帰することができない外的要因によると公正に判断できる場合

2 前項各号に掲げた事態が発生した場合は、受注者は、緊急措置を講じた上で、その事態の内容、想定される処理場等への影響及び緊急措置の内容を速やかに発注者に報告しなければならない。

(賠償責任)

第49条 契約期間中に受注者の責めにより生じた運転及び維持管理上の不備、誤操作等による機器等の破損及び故障等は、受注者の負担において速やかに補修、改善または取替により解決を行うものとする。ただし、設計、施工、材質及び構造上の欠陥並びに受注者以外の者による運転管理上の不備、過失及び天災事変、

不測の事故等による場合は、この限りではない。

- 2 本業務遂行中に受注者の故意もしくは過失により、悪質な水質での処理水放流等、周辺環境保全に及ぼす重大な瑕疵があり、損害賠償等を発注者が請求された場合、発注者は受注者に対し、その損害賠償を請求することができるものとする。

(保険)

第50条 市は、管理上の瑕疵に起因する損害に対応するための全国町村総合賠償補償保険及び火災や天災等に起因する損失を補填するための建物災害共済に加入することとする。ただし、受注者の管理方法等が原因で発生した損害及び損失と認められるものについては、当該損害を受注者に求償することがあるため、受注者はリスク管理のため自己の負担により賠償責任保険に加入するなどの措置を講じること。

(賠償限度)

第51条 前条に規定する受注者の損害賠償等は、受注者の加入する保険をもって対処できるものとする。ただし、受注者の持つ保険によっても対応できない賠償金額となった場合には、保険適用額を超える受注者の負担は、当該年度の業務委託料の100分の100を限度とする。

## 第5章 契約の変更

(委託金額の変更)

第52条 委託金額を変更できる条件は、次のとおりとする。

- (1) 特記仕様書に示す流入基準と実際の流入量が大きく異なった場合
- (2) 業務の履行に重大な影響を与える法令、基準等が変更された場合
- (3) 著しく賃金又は物価が変動した場合
- (4) 受注者が要求水準を満たさなかった場合

- 2 発注者又は受注者は、委託金額の変更を求める場合は、変更を要する根拠を記載した契約変更協議書を相手方に提出しなければならない。

- 3 変更の方法等詳細については、契約変更協議書に基づき、発注者及び受注者双方が協議して定めるものとする。

(実際の流入条件が大きく異なった場合)

第53条 運営期間中で流入水量の変動により、業務委託料が妥当でないと認めら

れたときは、業務委託料の変更をできるものとする。

- 2 業務委託料の変更は、請求のあった日の当該年度の流入水量年度平均値から、契約時点で特記仕様書により定めた予測される流入水量年度平均値より、±10%を超える場合とする。
- 3 この条項による業務委託料の変更については6か月毎の処理場等の運転実績を考慮し変更できるものとする。

(性能未達の場合)

第54条 発注者は、受注者が実施する運転管理において特記仕様書第9条で規定する遵守基準に対して一定期間以上改善が見られないと判断したとき、遵守水準の未達を明示した書面により改善を要求するものとする。受注者は、速やかに遵守基準を遵守するべく原因究明作業を行い、改善要求書受理後5日以内に改善計画書を提出し改善策を実施する。(改善に係る費用は受注者の負担とする。)

- 2 流入水が原因である場合及び重要機器の故障等のやむを得ない事態による場合を除き特記仕様書第9条で規定する遵守基準を超過時における業務委託料を減額する金額は、遵守基準を違反した日から、遵守基準まで回復したことが確認された日までの日数に対する契約額として算定するものとする。なお、1日当たりの契約額は、該当する事業年度の業務委託料を365日で割り返した金額を限度とし変更できるものとする。

## 第6章 その他

(受注者による効率化方策の提案)

第55条 受注者は、処理場等の効率的管理・運営方策に関し、発注者に提案することができる。

(受注者による投資の提案)

第56条 受注者は、業務の効率的及び効果的な遂行を図るため、自らの責任と負担による設備の設置及び既存設備の改良を発注者に対して提案することができる。

- 2 発注者は、受注者の提案内容を検討し、承認又は不承認の旨を受注者に通知するものとし、承認された場合は、受注者が設置又は改良工事を行うものとする。
- 3 受注者は、提案に基づく工事を行った場合は、その概要について発注者に報告するものとする。
- 4 契約終了時の取扱いについては、発注者及び受注者双方が協議して定めるもの

とする。

(施設の設置、増設及び改築時の取扱い)

第57条 施設の設置、増設及び改築は、発注者の負担によって実施する。

- 2 受注者は、発注者が実施する施設の設置、増設及び改築に際し、円滑に進められるよう協力するものとする。
- 3 施設の設置、増設及び改築に係る責任は、発注者が負うものとする。
- 4 施設の設置、増設及び改築の際に要する光熱水費は、発注者が負担するものとする。

(施設の改善要求)

第58条 受注者は、管理する上で受注者の責めに帰することができない理由により、施設又は設備に支障がある場合は、発注者に対し、その改善要求を行うことができる。

- 2 受注者は、施設又は設備の改善要求を行う場合は、次の事項を明らかにした改善要求書を提出しなければならない。
  - (1) 改善が必要な理由
  - (2) 正常な管理を行ってきた証拠
  - (3) 必要な改善措置案
- 3 発注者は、受注者から提出された改善要求書に基づき、両者で協議を行い、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

(施設機能確認)

第59条 発注者は、契約終了時及び必要と思われる時に処理場等の施設及び設備の機能確認を行う。

- 2 発注者は、機能確認業務を第三者機関に委ねることができる。この場合においては、発注者は、事前に受注者にその旨を通知するものとし、受注者は第23条第9項で作成した施設機能報告書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、機能確認に際し、全面的に協力しなければならない。
- 4 機能確認の結果、所定の機能の保持が確認できなかった場合は、受注者は、発注者の承認を得た上で機能回復に必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、機能回復に必要な措置を講じた後、その内容等について速やかに委託者に報告しなければならない。
- 6 前項の場合において、発注者の承認が得られるまでは、受注者は、責任を持つ

て処理場等の運転業務を実施しなければならない。この場合において、その際に生じた費用は、受注者が全額負担するものとする。

- 7 機能確認の内容に疑義がある場合は、受注者は、発注者に対し、機能再確認申請ができるものとする。この場合においては、当該機能再確認は、発注者及び受注者双方が立ち会って行うものとする。

(事業の実施状況の監視及び評価)

第60条 発注者は、契約に基づき業務の履行状況確認のため、受注者による施設の運転管理、保守管理及び突発修繕などの状況把握を目的として、発注者の確認を得た各業務の計画に基づき、定期または随時に書類及び現地調査による監視を実施することがある。

- 2 発注者は、事業の実施状況の監視及び評価を第三者機関に委ねることができる。この場合においては、発注者は、事前に受注者にその旨を通知するものとする。
- 3 受注者は、実施状況の監視及び評価に際し、全面的に協力しなければならない。

(契約解除)

第61条 受注者の提供するサービスが、契約書等に定める水準を大幅に下回る場合及び受注者の責めに帰すべき事由による債務不履行またはその懸念が生じたとき、発注者は受注者に対し改善勧告を行い、一定期間内における改善策の提示及び実施を求めることができるものとし、受注者が当該期間内に改善できなかった場合、発注者は契約を解除できるものとする。

- 2 受注者が、会社更生法の適用申請を行うなど財務状況の悪化に伴い、事業の継続が困難であると合理的に考えられる場合、発注者は契約を解除できるものとする。
- 3 第1項又は第2項の規定に基づき本契約が解除されたとき、発注者が新規の維持管理体制を構築し引き継ぐまでの間、発注者は責任を持って維持管理を継続するものとし、かかる費用、違約金、損害賠償等の詳細については別途協議するものとする。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合、受注者は契約を解除することができるものとし、受注者はこれにより生じた損害の賠償を請求できるものとする。
- 5 発注者・受注者双方の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否及び清算方法等の詳細について別途協議を行うものとする。

(業務の引継ぎ)

第62条 契約期間以降において受注者以外の業者が業務を行うこととなった場合には、受注者は誠意を持って業務の引継ぎを行うこと。

(雑 則)

第63条 本仕様書に明記されていない事項であっても、運転操作上必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

2 運転等に係る資料の提出を、発注者が要求した場合は、速やかに応じなければならない。

(疑 義)

第64条 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。本仕様書に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。